

(様式第2号)

令和3年度第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（芦屋市立あしや温泉）会議要旨

日時	令和3年7月26日（月）13時00分～14時30分	
場所	芦屋市役所東館3階中会議室	
出席者	委員長 富田 智和 副委員長 金井 文宏 委員 小市 裕之 委員 和田 聡子 委員 北川 加津美 市出席者 企画部 部長 田中 徹 マネジメント推進課 課長 島津 久夫 マネジメント推進課 係長 田中 孝之 マネジメント推進課 係員 池島 秀起 事務局 市民生活部 部長 森田 昭弘 環境課 課長 富松 正貴 環境課管理係 係長 太田 暁弘 環境課管理係 係員 大野 良子	
欠席者	なし	
事務局	市民生活部環境課	
会議の公開	■ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 募集要項等の審査を行うため	
傍聴者数	(非公開)	

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する確認等
- (7) 議題
  - ア 募集要項・業務仕様書について
  - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 提出資料（資料1～6は事前配布）

- 資料1 委員名簿
- 資料2 選定スケジュール
- 資料3 募集要項（案）
- 資料4 業務仕様書（案）
- 資料5 審査要領（案）
- 資料6 選定基準（案）

会議の進行等に関わる法令

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例および同条例施行規則

芦屋市立あしや温泉パンフレット

### 3 審議経過

#### (1) 開会

(事務局・富松) ただいまから第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（芦屋市立あしや温泉）を開催します。

#### (2) 委嘱状交付

(事務局・富松) 委嘱状を机上配布

#### (3) 部長あいさつ

(事務局・森田) あいさつ

#### (4) 出席者自己紹介

(事務局・富松) 委員の皆様及び事務局職員の紹介を行います。なお、次回の委員会におきましては応募事業者との利害関係の有無により委員の交代の可能性がありますのでご了承ください。それでは、名簿順に委員の皆様から自己紹介をお願いします。

(各委員) 自己紹介

(事務局他) 自己紹介

#### (5) 委員長互選・副委員長の指名

(事務局・富松) 芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、委員長は委員の互選により定めることになっており、副委員長は委員長が指名することになっています。まず、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

—推薦なし—

(事務局・富松) 候補者がいらっしゃらないようですので、事務局から委員長を提案させていただくということでいかがでしょうか。

—異議なしの声—

(事務局・富松) それでは、富田委員に委員長をお願いしたいと思います。

—異議なしの声—

(事務局・富松) それでは富田委員長、副委員長の指名をお願いいたします。

(富田委員長) 金井委員に副委員長をお願いします。

(金井委員) わかりました。

(事務局・富松) それではこの後の議事運営は、富田委員長をお願いします。

#### (6) 会議運営に関する確認等

(富田委員長) はじめに、本日、金井副委員長と和田委員の2名が「Web会議システムを利用した会議の出席」をされていますが、「芦屋市指定管理者選定・評価委員会規

則」第6条の規定により、この運用についてお諮りします。運用案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) Web会議システムを利用した会議の出席については、次のとおり運用したいと考えています。

1. 委員長が必要と認めるときは、委員はWeb会議システムを利用して会議に出席することができる。
2. Web会議システムによる出席は、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条に規定する「出席」として取り扱うものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができることも同様とする。なお、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
3. Web会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
4. 会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

以上です。

(富田委員長) 事務局から説明がありましたが、「Web会議システムを利用した会議の出席について」の運用方法について、異議はありますか。

—異議なしの声—

(富田委員長) では、事務局案に沿って本委員会を運営することとします。次に、本委員会の成立要件の確認をします。事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 委員定数5名中5名が出席していますので、芦屋市指定管理者選定評価委員会規則第4条に基づき、本委員会は成立しています。

(富田委員長) 次に、本委員会の公開・非公開について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 芦屋市情報公開条例第19条により、附属機関の行う会議は原則公開と定められています。ただし公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることになっています。

本日の審議は、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより有利となる可能性があり、公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開にしたいと思います。

(富田委員長) 事務局から説明がありましたが、非公開とすることに異議はありませんか。

—異議なしの声—

(富田委員長) それでは、本日の会議は非公開と決定します。  
次に議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局・富松) 議事録の公開については、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公表したいと考えています。

(富田委員長) 事務局からの説明に対して質問・意見はありますか。

—質問・意見なし—

(富田委員長) 特に無いようですので、議事録は発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開します。

## (7) 議題 募集要項及び業務仕様書の検討 (審議事項)

(富田委員長) 本日の議題であります、「募集要項・業務仕様書」について、事務局から説明願います。

(事務局・富松) 募集要項と業務仕様書の概要を説明

(富田委員長) では、質疑応答に入ります。ご質問あるいはご意見はありますか。

(小市委員) 指定期間が現行と同じ5年間であることを前提とした話ですが、この間に社会環境が相当大きく変わることが予想されます。今、気候変動リスクに関して世界的な動きが活発になってきているところですが、先ほど、業務仕様書「12その他留意事項」「(14) 電力の小売全面自由化に伴う購入方法見直しについて」のところで二酸化炭素排出係数について触れられていました。そこで、一般論で結構ですが、芦屋市としてこういった施設の二酸化炭素排出量の把握に関して、今後どういうお考えを持たれているのかをお伺いするとともに、指定管理者に対して何かしらの情報提供を求めることが必要になってくると思います。

話が横道にそれますが、本日の日本経済新聞で報道があったとおり、国際的な流れとして、上場企業に対し、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCF D)」の提言に基づき、気候変動リスクの内容を開示するよう求めています。世界各国で先進国・途上国問わず、こういったことが今後制度化される可能性は十分にあるかと思っています。

今回、私は環境に注目しましたが、これから5年のスパンで見たときに、今後考慮すべき事項が他にあれば、お伺いしたいです。

(事務局・富松) 公共施設における二酸化炭素などの温室効果ガス排出量については、「第5次芦屋市環境保全率実行計画」にて把握し、削減目標を設定することで、地球温暖化防止に取り組んでいます。取り組みの一つとして、「芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針」に基づく電力調達を推進していますので、あしや温泉でも、より排出係数が少ないなど、環境に配慮した電力調達に努めていただきたいと思います。また、気候変動リスクの開示等、現時点において、指定管理者に何かしらの情報提供を求める考えはございませんが、今後の企業の対応状況や社会動向によっては、検討が必要であると考えています。

なお、芦屋市では、令和3年6月に、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティの表明をしました。実際の運用方法はまだ決まっていますが、今後は、そういったことも考慮しながら施設運営を行っていただきたいと思います。

(小市委員) 今後、芦屋市全体で二酸化炭素排出量がどうなっているかを把握していく必要があると思いますし、それに対するアクションプランをどう求めていくかという点も、課題として出てくると思います。この点について、今は制度化されていないことは承知していますが、すでにEUあたりでは法制度化されている国もあり

ますので、募集要項や業務仕様書の中で、抽象的な表現になるかもしれませんが、情報提供で協議を求めるような主旨のことを書き加える必要があるのではないかと思います。

(富田委員長) 他のご質問やご意見等あればお願いします。

(金井副委員長) 募集要項などで年間入浴者数の目標を10万人と書かれていますが、一般的に、公衆浴場の年間入浴者数というのはだいたい何人くらいなのでしょう。この10万人という数字は過大な目標なのか、それとも合理的な目標なのか、事務局がおわかりであれば教えてください。

(事務局・富松) 一般的な公衆浴場との比較数字は持ち合わせていませんが、年間入浴者数10万人という目標は、例として掲げている数字ではなく、平成27年度は10万人を達成しており、それ以降減ってきていますので、復活させたいという思いから設定しています。

(金井副委員長) 要するに盛り返したいということですね。年間10万人というと、1日あたり約300人程度、1時間あたりにすれば同時に入っている方がおおよそ30人程度になると思います。私は、以前にあしや温泉に2、3回行ったことがありますが、2、30人という割と空いている感じがするので、業者に対して、自主事業やイベントによって、より一層入浴者数を増加させるようなことを考えてくださいと言ってもいいのではないかという感想をもちました。

あと、あしや温泉は阪神淡路大震災の時に仮オープンして、私も当時行ったことがあります。被災者にとって非常にくつろぐ場になったという、そういう歴史的な位置づけもあると思います。募集要項「10指定管理者制度に関する留意点」の「(14) 避難所等」において、「地震、大火災などの災害発生時には、芦屋市地域防災計画において入浴施設として位置付けしている」と書かれていますが、これは、地震等があったときは平成7年の震災時のように、施設をオープン開放するという意味があるという認識で良いのでしょうか。

(事務局・富松) ご指摘のとおり、募集要項「10指定管理者制度に関する留意点」の「(14) 避難所等」の項目においては、地震等の災害発生時には、入浴施設としてオープン開放するという意味でこのように記載しており、現在も協定を締結しています。

(金井副委員長) わかりました。市民にとっても心強い施設ですね。

(事務局・富松) 先ほど年間目標10万人の達成について、応募業者に集客力がアップするような自主事業やイベント等の提案をさせたらよいのではないかというお話がありましたが、募集要項(様式2)「芦屋市立あしや温泉事業計画書」「(6) 自主事業案」の中に「(1) 年間目標である10万人の入浴者数達成のための取組について」という項目がありますので、そこで提案していただこうと考えています。

(金井副委員長) わかりました。これは業務仕様書「7指定管理者が行う管理運営業務」「(4) サービス向上等に関する業務」の中で、「ウ夏季や若年層の利用者数が増加するための工夫を行うこと。」と書いてあることも連動しているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局・富松) そのとおりです。

(金井副委員長) わかりました。

(富田委員長) 先ほどの事務局の説明で、年間入浴者数10万人を達成できていたのは平成27年度までとありました。昨年度は特殊な事情があったかと思いますが、それでも平成27年度以降はなだらかではあります右肩下がりになっているように思います。その原因として、芦屋市内に数年前にスーパー銭湯ができたかと思いますが、そのことと、あしや温泉の利用者数が減っていることに因果関係があるのではないかと思ったのですが、市内にスーパー銭湯ができた時期はいつ頃だったのでしょうか。

(事務局・富松) 平成26年度に開業しています。

(富田委員長) それでは、スーパー銭湯ができた26年度以降はそのあおりを受けて若者層がそっちに流れてしまっているのではないかと思います。一概に公衆浴場とスーパー銭湯を同業とは言えないかもしれませんが。

(事務局・富松) 若者層は公衆浴場よりアミューズメント的な方に流れるということはあるかもしれませんが。

(富田委員長) あと、業務仕様書「7指定管理者が行う管理運営業務」(1)あしや温泉の使用の許可に関する業務」の中の「カ ホームレスに対する措置」という項目が目にとまったのですが、これは過去に具体的な弊害が起きたということなのでしょう。この項目が盛り込まれた経緯をご存じであれば、教えてください。

(事務局・太田) 市共通の業務仕様書に記載があるということと、以前、あしや温泉においても、ホームレスに限った話というわけではありませんが、足湯をお風呂代わりに使っている方がおられたという事例がありましたので、今回追加しました。

(富田委員長) わかりました。

(和田委員) 私はこの委員会の委員を務めるのは初めてですので、委員の皆さまのお話やこれまでの経緯を聞くことで少しずつ内容が把握できました。先ほど年間入浴者数10万人の数字の根拠や、入浴者数が右肩下がりになっているというようにお話もありましたが、私は、あしや温泉は公共施設であり、市が運営しているという点で、私(わたくし)とは違う見せ方が必要だと思っています。ですので、年間入浴者数の目標達成に重きを置くというよりは、募集要項「2業務概要」(5)管理運営方針」に記載されているとおり、(1)質の高いサービスをあしや温泉の利用者に提供すること、それと同時に、(2)管理運営費の削減という難しい部分を達成すること、そして、(3)指定管理者の創意工夫に基づいた自主事業を行うこと、この3つが大切なポイントになってくるかと思っています。その点で非常に驚いたのが、入浴料について、市内在住の高齢者・障がい者(児)には割引がありますが、それ以外の市内在住者と市外在住者については同じ料金が設定されているという点です。例えば入浴料について、市内在住の高齢者・障がい者(児)、市内在住者、市外在住者と三段階に分けて、市外在住者は入浴料を少し高めに設定することで、公共施設ならではのゆとりや質の高さを維持しながら経営の収支も維持できるようにするとか、そのようなお考えは今までなかったのでしょうか。

(事務局・富松) 公衆浴場の入浴料については、物価統制令に基づき各都道府県知事が指定しており、それに基づき、あしや温泉の入浴料も条例で決めています。その中で、市内・市外在住の区別がないため、このような料金となっています。ただし、ご指摘の通り、単に入浴者数の増加だけでなくサービスの質も大事であると思います。この温泉を設置した大きな目的として、使用者の心身の健康増進を図ること

も謳っていますので、そこは応募業者の提案内容から判断していただければと思っています。

(和田委員) わかりました。

(富田委員長) 他にご意見等ありませんか。

(小市委員) 業務仕様書参考資料3『「採取時災害防止規定」(可燃性天然ガスに対する安全対策)「第4章その他災害防止に関し必要な事項」「4-1 保安教育の実施方法」の中の教育内容の記録に関して、3年間保存するとありますが、指定期間が5年であることを考えると5年間にされるか、あるいは指定期間終了後まで保存するといったかたちにされるか、ここは検討された方が良いと感じます。最後、評価されるときに最初の2年間が見えないということに繋がると思っていますので。

(事務局・富松) 指定期間である5年間に訂正します。

(富田委員長) もし他にご意見等無いようでしたら、「募集要項」「業務仕様書」については、先ほど小市委員からご指摘のあった業務仕様書について、3年間から5年間に訂正をお願いします。

#### **審査要領・選定基準**

(富田委員長) では次に、審査要領と選定基準について、ご説明をお願いします。

(事務局・富松) 審査要領と選定基準について説明

(富田委員長) では、質疑応答に入ります。審査要領・選定基準だけではなく、先ほどの募集要項・業務仕様書も含めて、ご質問あるいはご意見があればおっしゃってください。

(北川委員) 仕様書「7 指定管理者が行う管理運営業務」「(2) 施設使用にあたってのサービス、指導等」「ウのトラブル対応に関する事」について、実際のトラブル件数や事例などを説明していただければと思います。

(事務局・富松) まず、トラブルや苦情、要望の件数ですが、月に2、3件ございます。多少、増加傾向にあります。内容的に一番多いのが、入浴マナーに関する事柄で、「洗い場の場所取り」「浴室内の歯磨き」「かけ湯・かかり湯」などで、その対応に関する従業員の対応も含めて苦情がございます。いずれも浴室内のことであるため、確認方法が難しく、貼り紙や定期的な巡回によって注意していただき、利用者間でのトラブルを未然に防止するよう、仕様書に記載しております。

(北川委員) 感想ですが、指定管理者が一生懸命にやっても、トラブルが表に出たり、口コミで広がると、せっかくやっている努力が下がってしまうということがあると思います。

総括責任者、副総括責任者について、施設運営において重要なポストかと思いますが、市として求める資格の基準というものはあるでしょうか。

(事務局・富松) あしや温泉では、市民サービスの接遇面を重視したいと考えているため、総括責任者、副総括責任者について、資格までは必要と考えていません。ただし、温泉という特有の施設の維持管理が必要となるため、未経験者よりは、実績・経験があるの方が望ましいと考えています。

- (北川委員) わかりました。あしや温泉の近年の設備の不具合や修繕はどのような実施状況なのでしょうか。
- (事務局・富松) あしや温泉がリニューアルオープンしてから10年が経ち、募集要項「平成29年度から令和2年度までの収支状況」に記載の修繕費について、平成29年度は13万円程度だったものが、令和2年度は90万円程度と増加傾向にあります。
- (北川委員) ありがとうございました。
- (富田委員長) 募集要項、業務仕様書、審査要領、選定基準、それぞれについて審議しましたので、他にご意見等なければ議題はこれで終わりにします。

#### **(9) 次回以降の委員会日程について**

- (富田委員長) 次回以降の日程について事務局から説明をお願いします。
- (事務局・富松) (次回以降のスケジュールについて説明)  
なお、第2回委員会開催日までに、事業者との利害関係の有無について委員の皆様を確認します。利害関係がある場合は公平な審査を行うために、次回第2回目以降委員を交代させていただく場合があります。以上です。
- (富田委員長) では、本日の委員会はこれで終了します。

#### **(10) 閉会**